第六号様式別表八の表中「積荷保険」を「貨物保険」に、「積　荷　保　険」を「貨　物　保　険」に改める。

第十六号様式別表一記載要領４中「紙巻たばこについて」を「紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについて」に改め、「製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加え、「法第74条の４第３項第２号」を「同条第３項第２号」に改め、同記載要領５中「掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第十六号様式別表二記載要領４、第十六号の二様式記載要領４、同様式別表一記載要領４、同様式別表二記載要領４及び同様式別表三記載要領４中「紙巻たばこの本数、法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ」を「紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」に改める。

第十六号の五様式記載要領５中「紙巻たばこについて」を「紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについて」に改め、「製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加え、「法第74条の４第３項第２号」を「同条第３項第２号」に改め、同記載要領６中「掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

業　　種	略　称
法第144条の６に掲げるもの　石油化学製品製造業	石化

業　　種	略　称
法附則第12条の２の７第１項第１号に掲げるもの　漁船	漁
漁船以外の船舶	船
法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げるもの　自衛隊	自
法附則第12条の２の７第１項第３号に掲げるもの　鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の２の７第１項第４号に掲げるもの　農業等	農
林業等	林
法附則第12条の２の７第１項第５号に掲げるもの　セメント製品製造業	セ
生コンクリート製造業	生
鉱物の掘採事業	鉱
とび・土工工事業	と
鉱さいバラス製造業	バ
港湾運送業	港
倉庫業	倉
貨物利用運送事業等	貨
航空運送サービス業	空
廃棄物処理事業	廃
木材加工業	木加
木材市場業	木市
堆肥製造業	肥
索道事業	索

第十六号の四十三様式の表中「32年度燃費基準＋30％達成」を「Ｒ２年度燃費基準＋30％達成」に、「32年度燃費基準＋10％達成」を「Ｒ２年度燃費基準＋10％達成」に、「30年度」を「Ｒ１年度」に改め、同様式記載要領を次のように改める。